

# 香川県報



第 69 号

平成 16 年

8月31日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 告示  
 有害図書 の 指定  
 道路 の 供用開始  
 道路 の 区域変更  
 公 告
- （青少年・男女共同参画課）  
 一  
 （道路保全課）  
 二  
 （ ）  
 三  
 （経営支援課）  
 四  
 （土地改良課）  
 五  
 （都市計画課）

## 告示

香川県告示第六百四号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定

により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十六年八月三十一日

香川県知事 眞 藤 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
143	平成十六	雑誌	ザ・ベストMAGAZINE 9月号（No.244）	14003 - 9	株式会社 ベストセラーズ	内容が著しく性的 感情を刺激し、又は 暴行を誘発する
144	平成十六	雑誌	ザ・ベストMAGAZINEspecial 9月号（NO.134）	14077 - 9	株式会社 ベストセラーズ	内容が著しく性的 感情を刺激し、又は 暴行を誘発する

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
145	年八四二一四日	雑誌	MeruFrel BOMBER 9月号（NUMBER-040）	08513 - 09	〃	〃
146	〃	雑誌	DOPE ザ・ベストマガジンオリシナル8月号 増刊（SUPREME-57）	04040 - 08	〃	〃
147	〃	雑誌	カツン！ 9月号（No.79）	02393 - 9	〃	〃
148	〃	雑誌	ホイツ 9月号（No.56）	08169 - 9	〃	〃
149	〃	雑誌	お宝ガールズ 9月号	02257 - 9	〃	〃
150	〃	雑誌	ビデオボーイ 9月号（No.245）	07679 - 9	〃	〃
151	〃	雑誌	PENT-JAPAN 9月号	07933 - 9	〃	〃
152	〃	雑誌	GOKUH 9月号（No.158）	03797 - 09	〃	〃
153	〃	雑誌	Breakgal!! 9月号（VOL.46）	07877 - 9	〃	〃
154	〃	雑誌	パシヤ！ 9月号（No.3）	17471 - 09	〃	〃
155	〃	雑誌	月刊ピタマン 9月号	07653 - 9	〃	〃
156	〃	雑誌	Chuツ スベシヤル 9月号	16151 - 9	〃	〃
157	〃	雑誌	別冊GON！ 9月号（40）	18185 - 9	〃	〃
158	〃	雑誌	@BOOING VOL.1	68292 - 57	〃	〃
159	〃	雑誌	ローヌヒツツ コミックJUNE 8月号増刊 （VOL.1）	03844 - 08	〃	〃
160	〃	雑誌	Comic Amour 9月号	03801 - 09	〃	〃

〃粗悪性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。

香川県告示第六百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月三十一日から同年九月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 炭所東琴平線（百九十号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡満濃町大字吉野字市神二二四四番 一地从り	一一・五	一一七	平成十三年香川県告示第七百八十七号で変更した区域の一部
仲多度郡満濃町大字吉野字市神二〇五〇番 六地先まで	一一・五	一一七	
仲多度郡満濃町大字吉野字市神二〇五一番 一地从り	一一・五	一一七	
仲多度郡満濃町大字吉野字市神二〇四〇番 二地先まで	一一・五	一一七	

四 供用開始の期日 平成十六年八月三十一日

香川県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月三十一日から同年九月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 粟井観音寺線（二百四十号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市粟井町字竹成一八四四番 一地从り	前	一一三・〇	二五〇	観音寺市道移管による 不用物件化
観音寺市粟井町字竹成一八五六番 一地从り	前	四〇・〇	二五〇	
観音寺市粟井町字竹成一八四四番 一地从り	前	七・〇	二八〇	
観音寺市粟井町字竹成一八五六番 一地从り	後	二二・〇	二五〇	
観音寺市粟井町字竹成一八五六番 一地从り	後	二九・〇	二五〇	

公 告

香川県公告第四百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年八月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所  
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
バルティ・フジ志度西エリア さぬき市志度字花池尻二四四八番ほか  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所  
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目一番一号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十七年四月二十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
五、三四四平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の収容台数  
二九六台
- 6 駐輪場の収容台数  
七九台
- 7 荷さばき施設の面積  
二四二平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量  
一三三立方メートル
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午前零時  
来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午前零時三十分まで
- 10 駐車場の自動車の出入口の数  
五箇所
- 11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

- 平成十六年八月二十日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
    - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課
    - 2 縦覧期間  
平成十六年八月三十一日（火曜日）から平成十七年一月四日（火曜日）まで
    - 4 意見書の提出  
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年一月四日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。  
なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。
  - 1 記載すべき項目
    - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
    - (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (四) 意見の内容
  - 2 提出先  
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ  
香川県公告第四百三十三号
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。
- 平成十六年八月三十一日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所  
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目一番一号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
バルティ・フジ志度東エリア さぬき市志度字湊田尻二四二五番一ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所  
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目一番一号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十七年四月二十一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三、三二〇平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(一) 駐車場の収容台数  
一六五台  
(二) 駐輪場の収容台数  
四七台  
(三) 荷さばき施設の面積  
八〇平方メートル  
(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
四五立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後十時  
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時三十分まで  
(三) 駐車場の自動車の出入口の数  
三箇所  
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- 二 届出年月日  
平成十六年八月二十日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間  
1 縦覧場所  
香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課  
2 縦覧期間  
平成十六年八月三十一日(火曜日)から平成十七年一月四日(火曜日)まで
- 四 意見書の提出  
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十七年一月四日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。  
なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。  
1 記載すべき項目  
(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(四) 意見の内容  
2 提出先  
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ  
香川県公告第四百三十四号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市古高松土地改良区が土地改良事業(単独市費補助土地改良事業小山地区)を行うことについて平成十六年八月十七日適当と決定した。  
その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年九月十四日から同年十月四

日まで縦覧に供する。

平成十六年八月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百三十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 組合の名称

飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十二年一月二十五日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

綾歌郡飯山町東坂元字三ノ池の一部

四 事務所の所在地

綾歌郡飯山町川原二一四番地一

五 設立認可の年月日

平成十二年一月二十五日

六 変更認可の年月日

平成十六年八月三十一日

平成十六年八月三十一日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています